

岡山市個人情報保護条例に基づく取扱委託に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付
けで締結した令和 2 年度高齢者団体等を対象とした I C T 活用研修事業委託
（その 2）（以下「本契約」という。）に基づいて取扱う、市の保有する個人情報（以下
「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって市民の基本的な人権を擁護するため、岡山市
個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり覚書を
締結する。

（受託者の責務）

第 1 条 乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者（以下「乙の従事者」と
いう。）は、保有個人情報に関して条例第 1 8 条に定める「受託者の責務」を負う。

2 乙は、保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を
防止するための対策を講じなければならない。

（責任者の指定）

第 2 条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」
という。）を置く。

2 責任者は次に掲げる者とする

職 名	氏 名

3 責任者は、保有個人情報が適正に取扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（研修・教育の実施）

第 3 条 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有
個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

（個人情報の守秘義務）

第 4 条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

（再委託の禁止）

第 5 条 乙は、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、
本契約において再委託が認められており、かつ、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面に
より申請し、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 本契約の名称
- (2) 再委託先名（住所、商号又は名称及び代表者職氏名）
- (3) 再委託する理由
- (4) 再委託契約の内容（契約年月日、履行場所及び委託期間）
- (5) 再委託して処理する内容
- (6) 再委託先が取り扱う個人情報

2 前項の書面には、乙と再委託先との間で本覚書に準じて締結する予定の個人情報の取扱委
託 に関する覚書の案を添付しなければならない。

（不正利用等の禁止）

第 6 条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしてはならない。

（外部提供の禁止）

第 7 条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を、乙の他の従事者（担当以外の者）及び部外者
に提供してはならない。

（収集の禁止）

第 8 条 乙及び乙の従事者は、本契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲
を超えて収集してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 乙及び乙の従事者は、甲の承諾を得ずに保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(記録の搬送等)

第10条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全・確実に行わなければならない。

(保有個人情報の返却)

第11条 乙は、保有個人情報を乙において保管する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却しなければならない。

(事故の報告)

第12条 乙は、保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(罰則等の周知)

第13条 乙は、保有個人情報を不正に取扱った場合の罰則適用（条例第24条、第24条の2及び第25条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(その他)

第14条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

令和 年 月 日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

印

受託者 乙 住所
商号又は名称
代表者職氏名

印